相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡雫石町長山岩井花八〇番地一、最後の住所岩手県岩手郡雫石町三五地割字万田渡一〇一番地一一　被相続人　亡　上野　順

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号　相続財産管理人　横田　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢三丁目三五五番地、最後の住所東京都世田谷区奥沢一丁目四四番七号和光荘五号室　被相続人　亡　横山　浩次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

神奈川県藤沢市片瀬山五丁目二八番四号　相続財産管理人　弁護士　藤原　修身

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区安新町三五四番地、最後の住所静岡県浜松市東区下石田町九一八番地　被相続人　亡　中村　ミネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

静岡県浜松市浜北区貴布祢四三番地の三二　相続財産管理人　勝又　良樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京田辺市大住大嘗料一九の三番二〇の一番合地、最後の住所京都府京田辺市大住大嘗料一九番地の三番　二〇番地の一合地　被相続人　亡　米澤ミツヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

京都市伏見区両替町九丁目二七五番地の二　相続財産管理人　千葉　正胤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区上桂森下町一番地の二二六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野口　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル竹屋町法曹ビル三階　相続財産管理人　濱田　次雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市松山一丁目一番地一〇、最後の住所大阪市大正区北村三丁目五番一〇号シルバークレイン第二大正園　被相続人　亡　金城　久志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

大阪市北区西天満二丁目一〇番二号幸田ビル九〇四号　相続財産管理人弁護士　樹下　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区大今里四丁目二八一番地、最後の住所大阪府吹田市古江台六丁目二番一号　被相続人　亡　松本　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

大阪市北区西天満二丁目一〇番二号幸田ビル九〇四号　相続財産管理人弁護士　樹下　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区江戸堀一丁目四二番地、最後の住所大阪府高石市取石五丁目八番一五号　被相続人　亡　小林　譲爾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区田島四丁目二九番地、最後の住所大阪府大阪市北区同心二丁目三番二三―二〇二号　被相続人　亡　山下　政広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区小松五丁目五三番地、最後の住所大阪府高槻市野見町三番六号　被相続人　亡　福家チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

大阪府茨木市沢良宜西一丁目七番六号ロイヤルミサワ三〇八号　相続財産管理人　司法書士　目良　淳司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市中町一三三番地、最後の住所和歌山県有田郡湯浅町大字栖原一八二番地一　被相続人　亡　二反田喜弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

和歌山県有田市箕島三三番地の一紀州有田商工会議所ビル二〇六号室　相続財産管理人　河原　貴博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市古海七七七番地、最後の住所鳥取県倉吉市福庭町二丁目一四五番地　被相続人　亡　宮脇　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

鳥取県倉吉市上灘町一八番地　相続財産管理人　向井　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市湊町三二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十日

佐賀県唐津市和多田西山一二番一七号　相続財産管理人　藤田　満

第４期決算公告

平成22年8月10日
山形県東根市大字蟹沢字下縄目1863番地12
ＰＦＩさくらんぼ東根学校給食サービス株式会社
代表取締役　佐々木雄一

貸借対照表の要旨
（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	910,683
	合計	910,683
負債及び純資産の部	流動負債	79,486
	固定負債	785,700
	株主資本	45,497
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 4,502
	その他利益剰余金	△ 4,502
	（うち当期純利益）	(8,632)
	合計	910,683